

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	能登町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.noto.lg.jp/www/info/detail.jsp?common_id=7327

執行機関名 能登町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		能登町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第12項 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例による心身障害者医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者保健の向上に寄与するとともに心身障害者福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		能登町心身障害者医療費の助成に関する条例 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則5条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による受給資格の認定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則6条
②事務の内容	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第五条(同令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による受給資格の更新及び変更に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 2 号	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 3 号	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項 能登町心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則9条
②事務の内容	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年法律第三十四号第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出に係る事実についての審査に関する事務	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項の規定による支給申請の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 3 号	能登町心身障害者医療費の助成に関する条例第3条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
備考		